「かなざわ新町家普及推進協力事業者」登録要領

（目的）

第１条　この要領は、かなざわ新町家の普及推進を図るため、これに協力する事業者（以下、「協力事業者」という。）の登録手続き及びその他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この要領で使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

（１）金澤町家　金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例（平成 25 年３月 26 日条例第１号）第２条第１項第１号に規定する金澤町家をいう。

（２）かなざわ新町家　金澤町家の知恵や特徴を取り入れつつ、現代のライフスタイルにも対応し、金澤町家と共存して金沢のまちなみ景観を形成する住宅をいう。

（３）協議会　かなざわ新町家普及促進協議会規約（令和８年３月 24 日決定）に規定するかなざわ新町家普及促進協議会をいう。

（４）構成団体　同規約第３条に規定する団体をいう。

（対象）

第３条　この取組の対象は、次の各号のいずれかに該当し、かなざわ新町家の趣旨に賛同して普及推進に協力する意向のある事業者とする。

（１）協議会の構成団体に所属する事業者

（２）上記以外で市が認める事業者

（登録）

第４条　協力事業者として登録を受けようとする事業者は、市に登録申請書を提出しなければならない。

２　登録を受けようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、登録を決定しないものとする。

（１）虚偽や法令違反等により、この取組の信用を著しく害するおそれのあるとき

（２）暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき

（３）特定の政治団体、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき

（４）その他この取組の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

３　市は、第１項の申請があった場合において、登録を決定するにあたっては協議会の意見を聴くものとし、登録を決定したときは、申請者に登録証を交付するものとする。

４　協力事業者は、登録を辞退する場合は、その意思を記した書面を市に提出するものとする。

５　協力事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。
（１）協力事業者が解散又は営業を停止したとき
（２）市による登録継続意思調査において継続の意思が示されなかったとき
（３）虚偽や法令違反等により、この取組の信用を著しく害したとき
（４）暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
（５）特定の政治団体、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
（６）その他この取組の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

（協力事業者の役割）
第５条　協力事業者は、第１条に掲げる目的を達成するため、次の事項を行うものとする。
（１）事業や活動を通じたかなざわ新町家の普及推進
（２）協力事業者相互及び市並びに協議会との連携強化

２　協力事業者が新築、改修、設計、販売等を行う住宅をかなざわ新町家として、次の各号のいずれかに該当する宣伝の行為をする場合の取扱は、別に定める。
（１）インターネット上に公開するホームページへの掲載（かなざわ新町家ロゴマークの使用を含む。以下同様とする。）
（２）チラシや情報誌等の発行物への掲載
（３）住宅の工事現場に設置する広告板、置き看板、のぼり旗、仮設物等への掲載
（４）工事が完了した住宅（内見会やモデルハウスを含む。以下同様とする。）に設置する広告板、置き看板、のぼり旗等への掲載
（５）住宅の工事現場や工事が完了した住宅で配布する販促物への掲載
（６）その他、第三者に対して行う宣伝で、これらに類するもの

（市の役割）
第６条　市は、協力事業者が前条に係る取組を推進するため、協力事業者の取組等の情報発信を行うとともに、協力事業者に対し、市のかなざわ新町家の普及推進に関する事業の情報提供及び助言を行う。

（協議会の役割）
第７条　協議会は前条に基づく市の取組に協力する。

（その他）
第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（付則）
この要領は、令和８年 11 月２日から施行する。